

刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例の構成

前文

- 共存・協働のまちづくりが必要になった背景
- 共存・協働のまちづくりがめざす市民やまちの姿

目的 (第1条)

- 共存・協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、各主体の役割と関係を明らかにする。
- 共存・協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、各主体の共存・協働のまちづくりの推進を図り、
「市民がより主体的に生きることができるまち」
「各主体がつながり合い、市民の力が地域にいきるまち」の実現をめざす。

定義 (第2条)

- ①共存 ②協働 ③まちづくり ④自分ごと
- ⑤市民 ⑥地域団体 ⑦市民活動団体 ⑧事業者 ⑨教育機関等

基本理念 (第3条)

- ①主体的・自立的・自発的に考え、行動する
- ②対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を構築する
- ③互いの存在・個性・文化を理解し、尊重する
- ④互いの強みをいかし合い、弱みを補い合う
- ⑤互いが納得し、共有できる目標を立てる
- ⑥まちづくりに貢献できる存在となるよう、自ら成長・改善に努める

共存・協働のまちづくりを担う主体 (第4条)

市民の役割 (第5条)	地域団体の役割 (第6条)	市民活動団体の役割 (第7条)	事業者の役割 (第8条)	教育機関等の役割 (第9条)	市の役割 (第10条)
----------------	------------------	--------------------	-----------------	-------------------	----------------

施策 (第11条)

人材育成	情報の収集・提供	活動場所	財政支援	市政への参画	主体同士の交流・協力	その他
------	----------	------	------	--------	------------	-----

共存・協働のまちづくり推進委員会 (第12条、規則)

情報交換	課題の抽出と解決	施策の検証と改善	基本方針の見直し	その他 市制60周年 市民公募事業
------	----------	----------	----------	-------------------------